

事務局からのお知らせ



会員サイトでのお手続き

1. 4月の締日は21日(火)です

ゴールデンウィークの対応で、4月の締日は通常より早く21日(火)です。異動の多い時期で大変かと思いますが、締日までの届出をお願いします。会員サイトでの届出も、退職給付書類の提出も退職日前に行えますので、ご協力をお願いします。

2. 締日後の新規加入の取消はできません

4月、10月に新規加入の届出をした場合、締日後の取消はできません。加入資格がない方を登録していないか、再度ご確認ください。締日前であれば、変更履歴の「新規」をクリックして届出済の画面を開き、【削除】ボタンで取消ができます。取消を忘れると掛金がかかってしまうので、ご注意ください。

3. 氏名変更の届出をお忘れなく

結婚などで氏名が変わった場合は、氏名変更の届出をお願いします。誤字、フリガナの間違いも氏名変更で訂正できます。



退職一時金給付申請書の記入に関する注意事項

送金先のご記入について、下記の事項を加入者様にお伝えください。

① 銀行の支店名（第四・北越は要確認）

第四・北越銀行の支店名が変更になっている場合があります。ご確認の上、新支店名でご記入ください。

② 口座番号は右詰め

口座番号が7桁未満の場合は、右詰めでご記入ください。

お問い合わせ先

新潟県社会福祉協議会 総務管理課 主事 渡邊 慎也 / 嘱託 柝堀 美子
TEL : 025-281-5520 / FAX : 025-281-5528
MAIL:soumu@fukushiniigata.or.jp

★ 新潟県福祉人材センターからのお知らせ

2017年4月から介護福祉士資格をお持ちの方は、離職時に都道府県福祉人材センターに届け出ることが努力義務となりました。離職される方にご周知をお願いします。